

福岡大学大学院入学試験
新型コロナウイルス感染症に伴う入学検定料の返還について

令和4年度福岡大学大学院入学試験では、新型コロナウイルス感染症に係る事由により入学試験を受験できなかった者に対し、以下のとおり入学検定料返還の特例措置を講じます。

1. 返還対象となる入学試験

令和4年度 福岡大学大学院入学試験

2. 返還対象となる検定料

納入済みの入学検定料

- ・医学研究科（博士課程）以外・・・32,000円（外国人留学生 30,000円）
- ・医学研究科（博士課程）・・・50,000円

3. 返還対象者

令和4年度 福岡大学大学院入学試験に出願した者のうち、次のいずれかに該当する方。

- (1) 新型コロナウイルス感染症に罹患し、試験当日に療養中の者
- (2) 保健所等から新型コロナウイルス感染症の濃厚接触者として認定され、試験当日を含む期間に自宅待機等の指示を受けた者
- (3) 新型コロナウイルス感染症対策のため、政府からの要請等により自宅又は宿泊施設等からの移動が制限され、試験当日の来学が困難な者
- (4) 37.5度以上の発熱の症状がある、咳の症状が続いているなど新型コロナウイルス感染症への罹患が疑わしい者
- (5) その他本学が新型コロナウイルス感染症の影響により、来学が困難である、来学するべきでないと判断した者

※ 1～3については医師の診断書等、事実を確認できる書類の提出を求めています。

※ 検定料返還時の振込手数料は受取人負担となります。

※ 上記に該当せず受験が可能であったにもかかわらず、自らの意思により受験しなかった者については検定料の返還は行いません。

4. 申請方法

対象者は入学試験日の前日15時までに大学院事務課へご連絡ください。返還対象者には「大学院入学試験検定料返還願」の様式を電子メール又は郵送にてお送りいたしますので、試験実施日の10日後までにご提出ください。

5. 本件に関する問い合わせ先

福岡大学 大学院事務課

電話番号：092-871-6631（内線2913）

E-mail：gakuin@adm.fukuoka-u.ac.jp